

## 外来医療計画に係る圏域での協議事項

### 1 地域で不足する外来医療機能

地域で不足する外来医療機能を、初期救急、在宅医療、公衆衛生（学校医、予防接種、健康診断）、その他の医療の6つの項目の中から、県で行ったアンケート調査を参考に協議を行う。

### 2 新規開業者等へ「不足する外来医療機能」を担うよう申出書の提出を求める手続き

現行計画では、新規開業者に対し、不足する外来医療機能を担うことについての合意の有無や申出書の提出を求めていた。次期計画では、「新規開業者以外の者に対しても、地域で不足する医療機能を担うよう求めることができることとする。」とされている。

「新規開業者以外の者に対しても、地域で不足する医療機能を担うよう求める」かどうか、「求める」とする場合、その実施時期について協議を行う。

### 3 医療機器の共同利用方針

現行計画策定時と同様でよいか、協議を行う。